

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額の記事については、平成7年9月から15年3月までの期間は26万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、16年1月は26万円、同年2月から同年5月までの期間は28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月から同年11月までの期間は28万円、同年12月は30万円、17年1月は28万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から17年8月まで

A社を離職した際に、実際の給与額を社会保険事務所（当時）に届け出ていないことが分かった。当時の事業主は実際の給与額より低い金額を報酬月額として届け出ていたことを認め、申立期間に係る実際の給与額及び厚生年金保険料の控除額を記載した書類（以下「事業主作成書類」という。）及び公正証書を作成した。事業主作成書類に基づき、申立期間について、実際に支給されていた報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立

人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する事業主作成書類によると、申立期間のうち平成7年9月から13年8月までの期間については、厚生年金保険料の控除額は2万7,150円であったことが確認できるとともに、同年9月から17年8月までの期間については、社会保険料を合算した控除額が記載されており、当該控除額からは厚生年金保険料のみの控除額は確認できないものの、同僚から提出された給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額が申立期間を通じて一定額であることから判断すると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除額についても、2万7,150円であったと推認される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、事業主作成書類の報酬月額及び保険料控除額から、平成7年9月から15年3月までの期間は26万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、16年1月は26万円、同年2月から同年5月までの期間は28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月から同年11月までの期間は28万円、同年12月は30万円、17年1月は28万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡しているものの、平成18年3月に作成された公正証書の内容から、事業主が申立人の実際の報酬月額及び保険料控除額より低い標準報酬月額を届け出ていることを認めていたと判断できることから、事業主は、事業主作成書類により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年10月から62年3月まで

A市のB社を退職し、フランチャイズ店のC社に入社したが、見習い期間があり、昭和62年4月の厚生年金保険加入までの間、国民年金保険料を納付していた。

国民年金の加入手続をした記憶は無いが、納付書が送られてきて、その納付書で納付していた。

納付書は、横長の3連になったもので、月ごとに1年分12枚の綴りになっていた。

領収書と残りの納付書は、厚生年金保険に加入する時に厚生年金保険の手帳と一緒に会社に渡した記憶があるため、それまでには払い終わっていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金加入記録は、厚生年金保険のみであり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、国民年金の加入手続をした記憶は無く、国民年金の手帳をもらった記憶も無いとしており、申立人が現在所持している年金手帳には、厚生年金保険記号番号のみが記載されていることを踏まえると、申立人は、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間当時のA市における国民年金保険料の納付書様式は、確認できる申立期間前後の納付書様式と同様な様式だったと考えられるが、その様式は申立人の記憶しているものとは一致しない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 9 日から 39 年 2 月 1 日まで
② 昭和 42 年 1 月 26 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 12 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間①については、A社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 37 年 4 月 9 日となっているが、39 年 1 月 31 日までの期間において勤務していたはずである。

申立期間②については、C社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 42 年 1 月 26 日となっているが、同年 9 月 30 日までの期間において勤務していたはずである。

申立期間③については、D社において昭和 44 年 9 月 1 日から 46 年 9 月 30 日までの期間において継続して勤務していたはずであるところ、44 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、再度 46 年 4 月 1 日に資格取得したとされている。

すべての申立期間について、勤務していた期間は厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述から判断すると、申立人がA社B支社に勤務していたことがうかがえるものの、勤務期間の特定ができない。

また、適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和 40 年 10 月 21 日

に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の事業主は所在不明であることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間①当時に社会保険の担当であった同僚二人についても、いずれも既に死亡しており、申立人の当該事業所における保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から所在が確認できる5人の同僚に照会したものの、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたとする供述を得ることができなかった。

また、適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和57年1月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録は符合していることが確認できる。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、オンライン記録から、申立人は申立期間②において国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間において、D社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが認められる同僚33人のうち11人が申立人と同日付けで同資格を喪失していることが確認できる上、そのうちの一人は申立人と同様に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、再度同資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は、「D社に勤務している期間のうち、厚

生年金保険に加入していない期間について会社から説明を受けたことは無いが、当該期間は社長が交代したこともあり、会社が大変な時期であった。」と供述している。

また、申立人の後任者であったとする同僚は自身の入社時期について昭和45年10月と供述しているが、前述の被保険者原票において、当該同僚は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を再度取得した46年4月1日に同資格を取得していることが確認できる。

さらに、適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和55年4月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立期間③当時、社会保険の事務を担当していた同僚も病気療養中であり、当該同僚に照会することができないことから、申立人の当該事業所における保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、オンライン記録から、申立人は申立期間③において国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。